

第 84 回慶應 EU 研究会(平成 28 年 7 月 30 日)報告書

「イギリスの民事裁判～EU 法、欧州人権条約の影響を中心に～」

日本大学(総合科学研究所)教授、弁護士(みなと協和法律事務所)

松嶋隆弘

1. 本報告は、イギリスの民事訴訟手続を概観した上で、民事訴訟手続に関する一連の改革(ウルフ改革からジャクソン改革)の意義と課題を検討し、その中における EU 法、欧州人権条約の影響を探ろうとするものである(本報告は、日本 EU 学会第 37 回研究大会(平成 28 年 11 月 27 日、於一橋大学)の事前準備たる性質を有するものである。)

2. 本報告では、まず、イギリスの民事訴訟手続を形作るといわれる諸特徴のうち、**Adversarial system**、**orality** を取り上げ、その内容を説明するとともに、当該諸特徴に必然的に伴う、訴訟の遅延、コストの高額化がイギリスの民事訴訟手続にとって改革すべき課題であることを指摘した。

3. 次いで、当該課題に対し、イギリス法がどのように対応しようとしたのかにつき、ウルフ改革の内容を紹介し、同改革の下における民事訴訟手続の流れを概観した。

ここにウルフ改革とは、ウルフ報告書(**The Interim Woolf Report 1995 and Access to Justice 1996**)をベースにしたイギリスの民事訴訟手続改正のことであり、それは、**Civil Procedure Rules 1998 (CPR 1988)**及び**Practice Directions (PD)**として結実した。

CPR 1988 は、冒頭に目的(**The overriding objective**)を掲げ、資源の効率的配分が必要であることを宣言する(**taking into account the need to allot resources to other cases**)。さらに**Pre-Action Protocols**(訴訟前の行動様式)を掲げ、その中で、話し合いによる解決(**Settlement and ADR**)を強く推奨するとともに、**Pre-Action Protocols** に対する制裁を明示し、訴訟当事者に対し、コスト意識を強く求めている。結果として、CPR 1988 は、**Adversarial system** を修正し、裁判所の職権による審理促進を許容するとともに、**orality** にも一定の修正をもたらしている。本報告では、その結果について理解いただくため、イギリスの典型的な民事訴訟手続の流れを、適宜、日本法と比較しながら、概観してみた。具体的には、①. 送達について当事者の役割を認める点、②. 請求を争わない場合(**admit the claim**)、欠席判決(**default judgment**)が下される点、③. 争う場合の手続が、少額手続(**Small claims procedure**)、迅速手続(**Fast track procedure**)、マルチトラック手続(**Multi-track procedure**)と分れており、それぞれに差異がある点、④. 標準的なトライアルの手続(特に、陳述書(**pre-trial witness statement**)が「**evidence in-chief**」と評価される場合には、主尋問が略され、反対尋問のみ実施される点)等について、解説した。

その上で、ウルフ改革で残された課題である弁護士報酬につき、ジャクソン改革(**Review of Civil Litigation of Costs: Final Report 2009**)がどのように対応しようとしたのかにつき、法律扶助改革法(**The Legal Aid, Sentencing and Punishment of Offenders Act 2012 : LASPO**)が、裁判所による成功報酬制(**CFAs**)の効力の制限を許容していること(**s.44 of LASPO**)に言

及した。

4. 最後に、EU 法、欧州人権条約の影響について言及した。個々の影響は、手続を概観する際にコメントしたが、大きくは、EU 法については、イギリス法の特色である **orality** が、大陸法を基調とする EU 法の書面主義と対照的であり、とりわけ **orality** を前提とした法曹養成制度・法曹制度を有するイギリスが、書面主義を基調とする EU 法の裁判制度受容に伴い、変容を受けつつあるのではないかということを示唆した。

他方、欧州人権条約については、同条約 6 条のフェア・トライアルの定めが、前述したイギリスの民事訴訟手続に、微妙に影響を与えていることを示唆した(とりわけ、少額手続 (**Small claims procedure**)、迅速手続(**Fast track procedure**)におけるインフォーマルさとの抵触が問題となりうる。)

5. 本報告に対し、多くの方からご意見・ご質問を頂戴した。いずれも今後の研究へ示唆に富むものばかりであった。ここに記して謝意を表するものである。